（証券検査課の所掌事務）

第二十二条　証券検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　金融商品取引法その他の法律の規定に基づく報告又は資料の徴取、検査、調査及び報告の求め（法律の規定に基づき委員会に委任されたものに限り、銀行・証券監督局及び資産運用・保険監督局並びに市場分析審査課、取引調査課及び開示検査課の所掌に属するものを除く。次号及び第三号、第二十六条並びに第二十七条第十項から第十三項までにおいて「証券検査」という。）に関すること（証券検査監理官の所掌に属させられたものを除く。）。

［二・三　略］

［2～4　略］

（取引調査課の所掌事務）

第二十三条　取引調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる調査並びに報告の求め及び受理に関すること（金融商品取引法第百九十四条の七第二項の規定により委任されたものに限り、市場分析審査課の所掌に属するものを除く。次号、第三号及び第二十七条第十四項において「取引調査等」という。）。

［イ・ロ　略］

［二・三　略］

（開示検査課の所掌事務）

第二十四条　開示検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる報告又は資料の徴取、検査、調査並びに報告の求め及び受理に関すること（金融商品取引法第百九十四条の七第二項から第四項までの規定により委任されたものに限り、市場分析審査課及び取引調査課の所掌に属するものを除く。次号、第三号及び第二十七条第十四項において「開示検査等」という。）。

［イ～ホ　略］

［二・三　略］

（特別調査課の所掌事務）

第二十五条　特別調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　金融商品取引法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）に基づく犯則事件の調査（次号及び第二十七条第二十項から第二十三項までにおいて「犯則事件の調査」という。）に関すること。

二　［略］

（証券検査監理官の職務）

第二十六条　［略］

（総括調整官等）

第二十七条　委員会の事務局に、総括調整官一人、主任情報技術専門官一人、情報技術専門官四人、主任証券取引審査官五人、証券取引審査官五十一人（うち三十人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、インターネット審査官七人、主任国際専門審査官

（証券検査課の所掌事務）

第十八条　［同上］

一　金融商品取引法その他の法律の規定に基づく報告又は資料の徴取、検査、調査及び報告の求め（法律の規定に基づき委員会に委任されたものに限り、総合政策局及び監督局並びに市場分析審査課、取引調査課及び開示検査課の所掌に属するものを除く。次号及び第三号、第二十二条並びに第二十三条第十項から第十三項までにおいて「証券検査」という。）に関すること（証券検査監理官の所掌に属させられたものを除く。）。

［二・三　同上］

［2～4　同上］

（取引調査課の所掌事務）

第十九条　［同上］

一　次に掲げる調査並びに報告の求め及び受理に関すること（金融商品取引法第百九十四条の七第二項の規定により委任されたものに限り、市場分析審査課の所掌に属するものを除く。次号、第三号及び第二十三条第十四項において「取引調査等」という。）。

［イ・ロ　同上］

［二・三　同上］

（開示検査課の所掌事務）

第二十条　［同上］

一　次に掲げる報告又は資料の徴取、検査、調査並びに報告の求め及び受理に関すること（金融商品取引法第百九十四条の七第二項から第四項までの規定により委任されたものに限り、市場分析審査課及び取引調査課の所掌に属するものを除く。次号、第三号及び第二十三条第十四項において「開示検査等」という。）。

［イ～ホ　同上］

［二・三　同上］

（特別調査課の所掌事務）

第二十一条　［同上］

一　金融商品取引法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）に基づく犯則事件の調査（次号及び第二十三条第二十項から第二十三項までにおいて「犯則事件の調査」という。）に関すること。

二　［同上］

（証券検査監理官の職務）

第二十二条　［同上］

（総括調整官等）

第二十三条　委員会の事務局に、総括調整官一人、主任情報技術専門官一人、情報技術専門官四人、主任証券取引審査官五人、証券取引審査官五十一人（うち三十人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、インターネット審査官七人、主任国際専門審査官